

令和7年4月1日

令和7年度 監査計画

本市の令和7年度予算は、「市民の命を守るまちづくり 次世代に平和な未来をつなぐ予算」と位置付け、初年度となる第六期長期計画・第二次調整計画に掲げられた優先事項を着実に推進するとともに、新たな課題に対応することにより持続可能な市政運営を行っていきけるよう、限られた財源を真に必要性・緊急性が高い事業に重点的かつ効率的に配分することを基本に編成されました。

一般会計予算は880億円余り、前年度比8.0%の増となり、3特別会計を合わせると約1,197億円の規模となっています。歳入の状況は、市民税の増が見込まれていますが、固定資産税については、大規模償却資産に対する課税標準の特例規定の影響から減となる見込みです。市税全体では前年度比4.2%の増が見込まれています。一方、歳出では、防災・防犯対策の支援など、市民の命を守る取組みのほか、学校改築や学習者用コンピュータの更新などの教育関連事業、福祉関連事業の事業費及び制度改正に伴う職員の期末勤勉手当の増など人件費が増加しています。

本市は、物価高騰等の課題に直面するなか、都市基盤・公共施設の大更新期を迎えており、堅実な財政運営と未来への投資を両立できる自治体運営を実行するため、行財政改革を推進しています。

このような状況の中で、本市の行財政運営の健全性の維持と市政へのより一層の信頼確保に資するため、武蔵野市監査基準に従い、組織目的の達成を阻害する要因となるリスクも勘案して監査を実施し、行財政運営を的確にチェックする役割を果たしていきます。

1 基本方針

令和7年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

- (1) 財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に行われているかという合規性の観点のもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点から行います。
- (2) 違法、不正等の指摘にとどまらず、事務改善のための指導に努めます。併せて、監査等の結果に基づく改善状況を把握し、監査等の実効性を確保します。
- (3) 監査等に従事する職員の専門能力を高め、監査機能をさらに充実させるとともに、本市の自治体DX推進の状況を踏まえて、監査業務におけるDXについても研究を進め、実施可能な部分から導入を開始します。
- (4) 今年度から導入される本市独自の内部統制制度の取組みにあたっては、制度を担当する所管と連携するとともに、運用状況及び結果に留意し、より効率的かつ効果的な監査を目指します。
- (5) 監査結果など監査等に関する情報について、市民に的確に発信していきます。

2 監査等の種類、対象、実施体制

令和7年度に実施する監査等については、次のとおりです。それぞれの具体的な内容は、

別途各実施計画において定めます。

また、監査等は、相互に有機的な関連を持って、効率的かつ効果的に実施します。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項）

令和7年度における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として実施する監査です。原則として課を単位として行い、監査対象以外の部課については、決算審査等において補完するものとします。

市の事務事業の執行が効率的かつ効果的に行われているか、法令等に則って適正に行われているかなどについての行政監査は、定期監査に併せて実施します。

(2) 工事監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

令和7年度に市が実施する工事を対象として、計画、契約、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼に、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施します。

工事技術調査は、業務委託契約を締結し、技術士の協力を得て実施します。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金の交付等の財政援助を行っている以下のア～ウの中で監査対象となる団体について、原則として令和6年度の事務事業の執行を対象として実施します。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても、監査を実施します。

ア 補助金等交付団体

市が補助金等を交付している団体について、補助対象事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施します。

イ 出資団体

市が出資や出えんをしている団体について、経営は適正か、その事業が出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、出納その他の事務が適正に行われているかという観点から監査を実施します。

ウ 指定管理者

指定管理者に対して、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、また、当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて、監査を実施します。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

令和6年度決算を対象として、審査を行います。

ア 一般会計、各特別会計

決算計数が適正なものになっているかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査します。

イ 水道事業会計、下水道事業会計

決算計数が適正なものになっているかを確認するとともに、経営成績、財政状態及び施設整備の状況について審査します。

(5) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の出納を対象として、計数が適正なものになっているかを確認するとと

もに、保管証券等の確認を行います。

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和6年度の定額運用基金（特定の目的のために定額の資金を運用するための基金）を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものになっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

令和6年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を審査します。審査にあたっては、市長から提出された審査対象比率について、比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施します。

(8) その他の監査

随時監査その他の監査については、それぞれの目的に基づき監査を実施します。

3 実施時期

監査等は、表のと通りの実施を予定しています。

令和7年度 監査等実施予定表

監査等の種別	実施期間
定期監査（第1回）	10月 ～ 令和8年3月
〃（第2回）	令和8年1月 ～ 6月
工事監査	工事の進捗による
財政援助団体等監査	8月 ～ 令和8年2月
一般・各特別会計決算審査	6月 ～ 8月
水道・下水道事業会計決算審査	5月 ～ 8月
例月現金出納検査	毎月下旬
基金運用状況審査	6月 ～ 8月
健全化判断比率等審査	7月 ～ 8月

4 結果の公表

監査等の結果については、市政資料コーナー、ホームページ等により公表します。また、監査等の結果に基づき措置された事項についても、同様に公表します。